



5月15日には500人が見守るなか、最高裁に補充書を提出しました

大阪泉南アスベスト国賠訴訟を勝たせる会

泉南勝たせる会ニュース

26号

2014.7

連絡先

大阪府泉南市
信達六尾 595
Tel.072-483-4981
Fax.072-484-0641

東京連絡所

東京都新宿区
新宿 2-1-3
サニーシティー
新宿御苑 10 階
03-33523663

○原告らが最高裁に手紙
○頑張りました。原告ら「厚労大臣
うてんか」行動3週間

最高裁が、上告受理と9月4日に口頭弁論を行うことを決定！

去る7月17日、最高裁第一小法廷は、泉南アスベスト国賠訴訟について、1陣訴訟は9月4日午後1時30分、2陣訴訟は午後3時30分、それぞれ口頭弁論を行うことを決定しました。いよいよ最大の山場を迎えることになりました。

泉南アスベスト国賠訴訟は、1陣訴訟

については2011年8月に、産業発展のためにはいのちや健康が犠牲になってもやむを得ないとして原告ら全員の請求を棄却する不当判決が言い渡されました。しかし、昨年12月25日の2陣高裁判決は、行政はあらゆる機会でのちや健康を最も尊重すべきだとして、国の規制権限不行使の責任を厳しく認定し、原告らの請求を認める判決を言い渡しました。こうしたことから、最高裁が、1陣高裁判決を取るのか、2陣高裁判決を取るのか、どのように判断を統一するのか注目されていきました。

今回の上告受理決定では、最高裁が判決で判断する法的論点が明らかにされました。もつとも重要なのは、国の規制権限不行使の違法の判断基準について判断するとされた点です。2陣高裁判決をはじめ国の責任を認めた1陣地裁判決、2陣地裁判決は、筑豊じん肺最高裁判決に基づいて、「国は、できる限り速やかに、最新の医学的知見や技術の進歩等に適合するように、適時にかつ適切に規制権限を行使すべきである」としていましたが、1陣高裁判決は、国には広範な裁量権が与えられているとして、上記の判断基準

を採用しませんでした。今回の決定が、この点で、1陣高裁判決の見直しの可能性を示唆した点は重要です。

また、決定は、①局所排気装置の設置義務付けを行わなかった点、②濃度規制を強化しなかった点、③労働者に防じんマスクを使用させるよう使用者に義務付けなかった点のそれぞれの違法理由に関しても判決で判断するとされています。

今回の決定では、まだ、最高裁判決の判断内容が明らかにされたわけではありません。しかし、最高裁が、以上のような法的論点について判断するとした点は重要です。同時に、2陣高裁判決が7年半に及ぶ双方の死力を尽くした主張、立証を踏まえて、最後の事実審として判断を行い、1陣高裁判決と国主張を完膚無きまでに論破していることや、2陣高裁判決から短期間で最高裁が動き出したことなどを考えれば、被害者救済の最高裁判決が出される可能性は十分にあります。

指摘せざるを得ません。

10月中旬までには判決か！
最後の最後まで大きなご支援を！

口頭弁論が9月4日に行われることになれば、判決は、その1ヶ月前後で言い渡されると予想されます。7月14日の17回目の最高裁要請においても7万筆の公正判決署名を提出しました（累計で26万筆）が、最後まで予断は許されません。

泉南アスベスト被害は、わが国のアスベスト被害の原点であり、国の規制や対策の怠慢の原点でもあります。

最高裁判決で、国を厳しく断罪する判決を勝ち取ることは、泉南アスベスト被害の全面救済に大きく近づくことはもちろん、全国6箇所で開催されています建設アスベスト訴訟の勝利や、すべてのアスベスト被害者の全面的な救済にも大きく貢献します。

最高裁判決の勝利とそれに基づく泉南アスベスト被害の全面的な救済に向けて、最後の最後まで物心両面のご支援を心よりお願い申し上げます。

原告らの必死の訴えにもかかわらず、厚労大臣は、原告らとの面談を拒否

「田村（厚労）大臣は、泉南原告に会ってんか」行動

二つの訴訟が最高裁に係属するようになり、原告たちは、勝訴と解決を実現するために、何ができると、2陣高裁判決以降、真剣に議論してき

ました。原告たちの中では、厚労大臣に、せめて話を聞いてほしいという思いが強く、泉南アスベスト問題の解決を願って、厚労大臣に面会を要請する行動を3週間続けようということになりました。

5月15日から6月4日までの3週間、原告と支援者が毎日朝9時から5時まで厚労大臣への面談要求行動と、要請行動を行いました。

この行動には、原告と原告家族が6波、のべ64人、大阪からの支援者のべ49人、大阪の弁護士団のべ23人参加しました。

東京や首都圏の公害関係団体や、建設関係者などたくさんの支援者

が連日応援に来てくれました。

この期間に、ビラは15種類1万枚。大パネル、遺影、音の宣伝を続けました。要請の対応をした職員は、「音はかなり上階までよく聞こえているのです」と語りました。

しかし、原告らの必死の訴えにもかかわらず、厚労大臣は面談を拒否し続けまし

た。このことは、国が、被害発生ばかりか、被害の救済においても、取り返しのつかない誤りを犯したことを意味します。何としても、最高裁判決に勝利し、国に対して謝罪と全面解決を決断させることが一層重要となっています。同時に、連日の申し入れと厚労省前での行動は、国に対して、深刻な泉南アスベスト被害と、その解決が現実的な課題として国に突きつけられることを自覚させ、国を絶対に逃がさないという泉南原告の執念を見せつけたことも間違いありません。原告団は、今回の行動を、最高裁判決後の全面解決に繋げ、何としても全面解決を勝ち取る決意です。

写真右上 厚労省にむけて必死で訴える原告家族。右下 通行人に説明。
左中 大雨も降り、小降りになったので宣伝再開。
左下 毎日要請行動を実施。厚労大臣面会要求を手渡し、原告の被害を訴えた。



良い判決をだしてください！

泉南原告たちが、最高裁判官に手紙

最高裁判所 裁判官殿
原告 岡田 陽子



私の両親は、アスベスト工場の労働者でした。仕事をするにあたって、社長は、「ホコリは窓を開けて仕事をするので心配はない。このホコリは安全なんや」と、食べてみせたそうです。

私は、アスベスト工場に隣接する自宅で生まれました。会社から、「子どもを連れてでも仕事をしてほしい」と言われ、工場の中で、子守りをしながら母は仕事に励みまわした。

アスベストは、労働者である母親のもとだけに降り注いだのではありません。私のもとにも降り注ぎました。母はずっと石綿肺の治療を続けてきましたが、平成24年に亡くなりました。76歳でした。

私は石綿肺とびまん性胸膜肥厚で在宅酸素治療中です。私は50歳から24時間酸素吸入が必要な状態になりました。年齢的には仕事は可能なのに仕事にも行けず、家事も病院受診も息子に助けてもらっています。

眠るときも苦しくなる為、まっすぐ横になつて休むことができません。咳とともに嘔吐することも多いです。咳き込みが強い時は、まったく横にもなれないので、何日も座ったままでしか眠れない時があります。

真綿で首を絞められるように、少しずつ弱っていくのを感じ、不安でたまりません。

国がアスベストは危険だとしてしっかりと指導、監督していれば、私は、今こんなに苦しんではいないと思います。生きていく間に解決してほしい。

一日も早く良い判決をだしてほしい、最高裁判所裁判官様、よい判決をお願いします。

最高裁判所裁判官殿



裁判長、どうか私たちのこのアスベスト被害の苦しみを聞いてください。

高裁判決は国民のいのちや健康を、経済発展と天秤にかけて、命よりも経済発展が大事だと言わんばかりの、許すことのできない判決でした。

父南 寛三は、どれだけ苦しい思いで十三年間病氣と闘ってきたのか。父はミイラのようにやせ細り死んでいきました。「もうこんな苦しみは俺だけでたくさんだ。この苦しみを世間に訴えてほしい」と言い残し、世を去りました。周辺住民はアスベストの危険すら全く知らされなかつた。アスベスト粉塵は労働者や周辺住民に分け隔てなく追い被さりました。父が働いていた農地は、工場に隣接していて、工場の窓や換気扇からまき散らされる石綿粉じんを浴びなら田畑で仕事しました。

父は咳や痰、息切れ、呼吸困難で苦しみ、身体が日増しにやせ細り、食事でも喉を通らなくなり寝たきり状態になりました。家族が十三年間も介護しました。家族に負担をかけ、影響を与えました。肉体的・精神的苦痛は言葉で言い表せないぐらいしんどいです。

どうか助けてください。お願いします。



原告 南 和子



最高裁判官様

原告 佐藤 美代子

私の夫、佐藤健一は、32年間アスベストの仕事をしました。家族のため、一生懸命働いてくれました。50歳くらいからひんぱんに咳をするようになって、「しんどい、しんどい」と言う言葉が口から出るようになりました。平成18年に石綿肺で一番重い「管理区分4」と言われました。平成21年にアスベストによる肺がんとなり、「余命は3〜6か月」と宣言をうけました。夫はそれからたった9日しか生きられませんでした。

64歳で亡くなった主人は孫の成長を楽しみにしておりました。とても残念でなりません。夫は平成21年に、泉南アスベスト原告で2人目の死亡者となりました。

今では提訴後の原告死亡者が13人になりました。私、怒りで胸がいっぱいです。私たちの原告の中には、明日をも知れない命、生きるのに精いっぱい、やつとの思いで生きている人がおります。この命があるうちに一日も早い解決を願っています。

人の命はみな同じ、命に軽重がありますか？最高裁判官の皆さま、私達原告の心の苦しみ、心の叫びをどうかわかって下さい。



最高裁判所裁判官殿

原告 石川チウ子

私は現在76歳になりました。島根県隠



岐の島の出身です。近所の年上の人たちが泉南で働いて、帰ってくる姿に憧れて、「私も」と思い泉南で働きしました。もちろん石綿が体に悪いなどとは知りませんでした。工場はいつも白い煙の中にいるような感じでした。仕事が終わると毎日真っ白になりました。

もともと健康で、風邪もひいたことがないような私でしたが、67、8歳のころから風邪をひきやすくなり、すごい量の、粘っこい痰がでるようになりました。齡とともにそれはひどくなり、痰がとれず、「このまま死ぬのか」と思うことが増えました。これを経験すると、怖くてたまりません。それと、胸が何とも言えない痛みに襲われます。

田舎からでてきた友達の中で自分が一番健康だと思っていました。が、びまん性胸膜肥厚と診断されました。

今は、夜は特に咳と痰がひどく、横になって眠れない日が多すぎます。どれだけ苦しんで、恐ろしい夜を過ごさなければならぬのでしょうか。私の元気な体を返してほしいと思います。まともな判決を出してください。お願いします。



最高裁判長 様

原告 武村 絹代

母原田モツは、石綿肺で10数年苦しんだあげく、平成23年8月25日の大阪高裁判決のその日の早朝に亡くなりました。

私はあの高裁判決には多大な期待を持っていましたが、私たちの思いとは全く裏腹の、とんでもない判決でした。まさに悪魔の判決を言わざるをえませんでした。

私の母や、その他の被害者が一体どんな悪いことをしたというのでしょうか。只々、一生懸命仕事をしただけなのです。経済発展を理由に、被害者の命をあまりにも軽視したあの判決には大きなショックを受けました。

一緒に行動をとにした仲間（被害者）が13名、命を落しました。

それぞれが早期解決を願って一生懸命裁判に立ち向か

いしましたが残念でなりません。ともに最高裁判決を聞き取ったです。

アスベストの危険性を知らず働いてきた私たち被害者の苦しみと無念さを、どうぞご理解いただきますように。最高裁判長には私達の納得できる公正な判決を下されます事を切にねがっております。どうぞよろしく願っています。



最高裁判官殿

原告 松島 加奈

私の夫松島正芳は、平成25年11月6日、アスベストが原因の、石綿肺と間質性肺炎で、粘っこい痰がのどに絡み、チューブで吸い取りながら亡くなりました。72歳でした。

夫は8年前から体調に異変を感じ、タバコもやめて身体を気遣ってきました。昨年の1月ごろから酸素が必要になり、夫は入院を望んでおりましたが、病院は「自宅で1日でも家族と過ごす方が本人のためです」と、言って入院させてもらえず、介護人さんにも訪問していただきながら、8か月ほど自宅治療しておりました。

病院から大量のお薬をいただきます。絶えず咳をするたび、粘っこい痰がでる、飲んだ薬は痰と一緒にでてしまいます。1回に6粒の薬を飲ませるのは大変でしたが、そんな薬も効き目もなく、食事ほとんど口にすることができなくなっていました。

私の顔をみては「早く死にたい。こんなに苦しんで生きる意味はない」と毎日訴えます。私は言葉もなく困っております。

何度となく救急車で病院に駆け込みましたが、「入院しても治療がありません」と言われ、家に帰されることの繰り返しでした。

昨年10月24日、救急搬送での診察で、「肺から空気が漏れていて、肺に水も溜まって、穴も開いている。これでは自宅療養は無理」と判断され、入院となりました。そのおかげで家族に少し余裕の時間が持てるはずでしたが、

朝5時ぐらいに、「すぐ病院に来てほしい」と連絡がありました。家族は病院では何もしてあげられません。入院していても、「胸がチクチクして燃えている。冷やしてほしい。病院にいても何もしてくれない。救急車を呼んでくれ」と訴えます。

私も長年アスベストの仕事をしてきましたので、今では胸膜プラークと診断されています。胸に爆弾を抱えている気分です。

アスベストに出会っていなければ人生は変わっていたでしょう。アスベストに出会ったことを悔やみ、振り返り、思い出したら涙の日々です。

国には労働者の健康に強く厳しく管理をしてほしかったと思います。国に一日も早く、命あるうちの、早期の解決を願っています。

私も何年生きられるかわかりません。

最高裁判官殿 皆さまにお願い申し上げます。



原告 松山 尋子

私も年々齢をとっていききます。体もだんだんと弱まってきました。息もしにくくなって、歩くのもつらくなりました。

お願いします。

私がまだ歩ける間にいい判決をだして解決してください。



原告 澤井 たま江

私の主人は三好石綿で36年間働きました。あんな恐ろしい病気になるとは知らず、会社のために、毎日、1分も遅れずに働きました。

45歳位から風邪をひきやすくなり、60歳から入院するようになり、64歳で「ガン」と言われて、私たち親子は「大ショック」でした。肺がんの手術をしましたが、あと2年持つかどうかと言われて、1年目に「脳腫瘍」になりました。

この2年間の主人の苦しみやいたみは口では言いあらわせません。体はやせほそり、まるで「ガイコツ」のようでも飲めず、口の中はバリバリになって「タン」をとるのもいやがりました。

小さいときに両親を早くに亡くして、家族のためにと一生けん命働き、これからと言うときに、なぜこんな病気になるのかと・・・。

分っていたら働いていません。あと一ヶ月生きていれば孫の顔を見る事ができたのに。

良い判決をだしてください。どうかお願いします。

最高裁 裁判官様

原告 草原 弘子



亡父、中田敏夫は、石綿工場で、23年間働き、57歳の時、肺がんで亡くなりました。

病気がわかった時に、「余命半年」と言われ、本人には内緒にしようと、母と二人決めました。

最後までウソを通しました。父は、疑いながらも何も聞きませんでした。病気の苦しみも心の苦しみもアスベストが原因です。

どうかよい判決を下さい。そして早い解決をお願いします致します。

最高裁判所長殿

原告家族 谷光 弘子



父、迫園敬吉は今81歳、あと何年、いや何か月生きてくれるでしょうか。

アスベストの仕事約20年、一生懸命家族のため、生活のために頑張ってきました。

ここ数年、せき、たんがよくなるようになり、胸が苦しくなり、呼吸がたらくなり、せき、たんもどんどんひどくなり、大好きな大仕事もできなくなりました。寝

ることが多く、無表情になり、笑うこともなくなりました。年齢？、年齢もあるでしょうが、病気！。アスベスト

を吸ったことによる病気！。恨みます！。どんどん力が

なくなるのをあからさまにみていく家族の痛み、つらさをわかって下さい。

裁判をお越し、原告になって8年、今までよく生きてくれました。父も生きている間に解決を願い、懸命に生きていくのだと思います。

最高裁判所長殿 父の思い、原告の思いを感じてください。お願いします。

最高裁裁判官様

原告 中田 秀子



私は石綿工場で20年間働きました。現在、びまん性胸膜肥厚というアスベストの病気になり、在宅酸素生活を送っています。

治る薬もなく、治療法ありません。酸素チューブにつながれた私は何をするのも気持ちが晴れることはありません。

一つ望むことは、私が生きている間に、良い判決をいただいて、解決をしてほしいことです。よろしく願います。

裁判長 白木 勇殿

原告 山田 哲也、山田力三



私の父、山田英介は平成15年4月27日に、悪性腹膜中皮腫で亡くなりました。病名を告知されてからはわずか半年の命

でした。

私たち家族は、目の前で病状が日に日に悪化していく父に何もすることができませんでした。父の病状が悪化するのを、指をくわえてみていることしかできず、ただ無力感を感じていました。

父は亡くなる前に、「なんでこんな病気になったんや」と言いました。亡くなった原告はみんな同じことを思い、生きているうちに無念を晴らすことができず、アスベストの犠牲となったのです。

現在闘病中の原告には一刻の猶予ありません。不治

の病であることがわかっていても、一生懸命支えてくれる近親者のためにも、少しでも長く元気でいられるよう必死で生きています。

泉南地域は、地域ぐるみ、家族ぐるみでアスベストの被害を受けました。皆、アスベストを直接触って、毎日生きるために仕事を続けてきました。仕事や子育てがひと段落し、時間に余裕ができ、家族とやっと幸せな生活を送ることができると思った矢先に不治の病を発病し、苦しむことになった被害者やその家族。

裁判官の皆さまには、ぜひその無念さに思いを致していただきたいと思います。

原告 水本 美代子



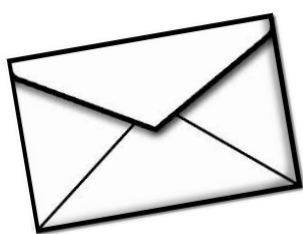
私は、若いころ、たった5年間だけ石綿の仕事をしました。石綿による病気があることすら全く知らずに一生懸命働きました。

長年苦しんできた被害者が、次々と亡くなって行かれるのを見るとつらくてなりません。

安倍首相はテレビで再三、「人の命と財産を守る責任がある」と発言されています。泉南アスベスト問題は、いまだ何も解決されていません。被害者は「咳、痰、息苦しき」で苦しんでいる方が多数おります。

被害者には先がありません。定年後はゆつくりと暮らしたい思っておりましたが、全く違う人生、「薬もない」、「治療方法もない」人生になってしまいました。私たちは、毎日本当に苦しい思いで過ごしております。そのことを忘れないでください。被害者には時間がありません。

よい判決を出してください。そして一日も早く解決してください。明日と言う日もありません。一度しかない人生、元には戻れず、どう生きればよいのか、日々苦しんでおります。助けてください。



最高裁で勝利し、政治の力で解決を

トリノ訴訟と会わせて、

世界的に注目されている

全国石綿対策連絡会議事務局長



古谷杉郎さん

イタリアで労災・公害合わせて3千人以上の被害者を出したアスベスト工場の元経営者（オランダ人男爵とスイス人実業家）に対する刑事裁判が、「史上最大のアスベスト訴訟（Great Asbestos Trial）」と呼ばれています。

2012年2月13日に下されたトリノ地方裁判所の判決は、両被告に16年の懲役刑と3千人の被害者、関係自治体・団体等に対する損害賠償を言い渡しました。

オランダ人男爵は2013年5月21日に亡くなりましたが、同年6月3日のトリノ高等裁判所判決は、スイス人実業家に対する懲役を18年に増やすとともに、賠償の対象・金額も一部引き上げました。

この事件に対する最高裁判所の判断が2014年11月19日。それはまさにちょうど2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）10周年の日に示される予定です。

同じころに示される、泉南アスベスト国賠訴訟に対するわが国の最高裁判所の判断と合わせて、世界的に注目されています。

両判決が、10周年のよき贈り物となることを願ってやみません。

判決行動にご参加ください

泉南アスベスト国賠訴訟は、2010年5月の1陣訴訟地裁で勝利判決を勝ち取り、当時の鳩山内閣は厚労大臣が控訴しない意向を表明しました。ところが、控訴期限ギリギリに、対応を一任された仙谷大臣が控訴を決めました。

それ以来、何度も国・厚労省に対して、「早期解決」を訴えてきました。しかし、「二つの高裁判決が違いすぎるから上訴する」などとして解決を先延ばしにしてきました。さらに「裁判で係争中だから」と被害者と面会することすら拒否してきました。

しかし、最高裁で断罪されればもう「係争中だから」と解決のための話し合いを拒否することはできません。

私たちは、最高裁で勝利し、今度こそ政治の力で全面解決を実現するよう全力を尽くします。皆さまの引き続きご支援を心からお願いたします。

最高裁での弁論の期日は9月4日と決まりました。一ヶ月前後で判決が出されるものと思われまふ。判決行動の詳細は追ってお知らせしていきます。

国会議員への協力要請、官邸、厚労省などへの力強い要請行動を計画していきます。

どうぞよろしく願ひします。

9月4日(木) 午後5時ごろ 院内集会を予定

衆議院第1議員会館を予定

9月4日(木)は午後最高裁で弁論が行われます。その後午後5時ごろから院内集会を予定しています。

勝利解決へ運動を支えるカンパ もう一度お願いします

泉南アスベスト国賠訴訟に興味と関心をお持ちの皆さま 本当にありがとうございます。いよいよ最高裁の弁論から判決が近付いてきました。

最高裁で勝利して、今度こそ政治の力で全面解決を実現するべく全力を注ぎます。しかしこれまでに増して、活動資金が必要となります。再三の厚かましいお願いでまことに恐縮です。引き続きのご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

「カンパ振込口座」

●三菱東京UFJ銀行 梅田新道支店 普通 0158139

名義 大阪アスベスト弁護団 会計 鎌田幸夫

●ゆうちょ銀行 店番 418

普通預金

口座番号 4522898

名義 大阪泉南地域のアスベスト 国家賠償訴訟を勝たせる会



最高裁判官室にむかって、泉南国賠の公正判決を訴える横断幕をもって訴える人々（5月15日）